

○生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則

(1)生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)新旧対照表

現行	改正案
○生駒市教育委員会事務局事務決裁規則 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則をここに公布する。 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則 第1条～第6条 略 (部長の専決事項) 第7条 部長が専決できる事項(第7条の3に係るものを除く。)は、次のとおりとする。ただし、所属次長が置かれていない場合にあつては、同条第2号から第5号までに掲げる事項を含むものとする。 (1)～(7) 略 (8) 部長の宿泊を伴わない<u>出張命令</u>に関する事 (9) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の<u>出張命令</u>に関する事 (10) 所属職員の宿泊を伴う<u>出張命令</u>に関する事 (11) 所管に係る附属機関の委員その他の構成員の<u>出張命令</u>に関する事 (12)～(14) 略 (参事の専決事項) 第7条の2 参事が専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(2) 略 (3) 参事の宿泊を伴わない<u>出張命令</u>に関する事	○生駒市教育委員会事務局事務決裁規則 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則をここに公布する。 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則 第1条～第6条 略 (部長の専決事項) 第7条 部長が専決できる事項(第7条の3に係るものを除く。)は、次のとおりとする。ただし、所属次長が置かれていない場合にあつては、同条第2号から第5号までに掲げる事項を含むものとする。 (1)～(7) 略 (8) 部長の宿泊を伴わない<u>旅行命令</u>に関する事 (9) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の<u>旅行命令</u>に関する事 (10) 所属職員の宿泊を伴う<u>旅行命令</u>に関する事 (11) 所管に係る附属機関の委員その他の構成員の<u>旅行命令</u>に関する事 (12)～(14) 略 (参事の専決事項) 第7条の2 参事が専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(2) 略 (3) 参事の宿泊を伴わない<u>旅行命令</u>に関する事

(次長の専決事項)

第7条の3 次長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(2) 略

(3) 所属課長の出張命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。))。

(4)～(5) 略

(課長の共通専決事項)

第8条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 所属職員の出張命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。))。

(6)～(15) 略

第9条～第11条 略

(主幹の専決事項)

第11条の2 第8条の規定にかかわらず、次の事項については、主幹が専決することができる。

(1) 所属職員の出張命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。))。
(平21教委規則11・全改、平22教委規則4・平24教委規則4・平25教委規則3・平25教委規則6・平27教委規則8・一部改正)

(施設長の専決事項)

第12条 第8条及び前条の規定にかかわらず、次の事項については、施設長が専決することができる。

(1)～(3) 略

(次長の専決事項)

第7条の3 次長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(2) 略

(3) 所属課長の旅行命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。))。

(4)～(5) 略

(課長の共通専決事項)

第8条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 所属職員の旅行命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。))。

(6)～(15) 略

第9条～第11条 略

(主幹の専決事項)

第11条の2 第8条の規定にかかわらず、次の事項については、主幹が専決することができる。

(1) 所属職員の旅行命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。))。
(平21教委規則11・全改、平22教委規則4・平24教委規則4・平25教委規則3・平25教委規則6・平27教委規則8・一部改正)

(施設長の専決事項)

第12条 第8条及び前条の規定にかかわらず、次の事項については、施設長が専決することができる。

(1)～(3) 略

(4) 所属職員の<u>出張命令</u>に関する事(第7条第10号に係るものを除く。)。 (5)～(13) 略 第12条の2 略 (課長補佐の専決事項) 第13条 第8条及び第11条の2の規定にかかわらず、次の事項については、課長補佐が専決することができる。 (1) 所属職員の<u>出張命令</u>に関する事(第7条第10号に係るものを除く。)。 (平24教委規則4・全改、平25教委規則3・平25教委規則6・平26教委規則4・平27教委規則8・一部改正) 第14条～第15条 略	(4) 所属職員の<u>旅行命令</u>に関する事(第7条第10号に係るものを除く。)。 (5)～(13) 略 第12条の2 略 (課長補佐の専決事項) 第13条 第8条及び第11条の2の規定にかかわらず、次の事項については、課長補佐が専決することができる。 (1) 所属職員の<u>旅行命令</u>に関する事(第7条第10号に係るものを除く。)。 (平24教委規則4・全改、平25教委規則3・平25教委規則6・平26教委規則4・平27教委規則8・一部改正) 第14条～第15条 略
---	---

(2)学校教育法施行細則(昭和30年10月生駒市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正案
○学校教育法施行細則 第1条～第6条 略 (表簿) 第7条 学校には、施行規則第28条に規定するもののほか、次の表簿を備えなければならない。 (1) 学校沿革誌 (2) 卒業証書台帳及びほう賞簿 (3) 公文書綴 (4) <u>職員出張命令簿</u>及び日宿直命令簿 (5) 当直日誌 (6) 調査統計表 (7) 教育計画書 (8) 諸願書届出書綴 (9) 学校給食実施校は、その関係書類 (10) 学校要覧 (11) 現職教育記録 (12) 諸会議録 2 前項各号の表簿のうち、第1号及び第2号の表簿は永年、その他の表簿は5年間保存しなければならない。 (平14教委規則4・平20教委規則1・一部改正) 第2章 幼稚園 (平20教委規則1・追加) 第8条～第28条 略	○学校教育法施行細則 第1条～第6条 略 (表簿) 第7条 学校には、施行規則第28条に規定するもののほか、次の表簿を備えなければならない。 (1) 学校沿革誌 (2) 卒業証書台帳及びほう賞簿 (3) 公文書綴 (4) <u>職員旅行命令簿</u>及び日宿直命令簿 (5) 当直日誌 (6) 調査統計表 (7) 教育計画書 (8) 諸願書届出書綴 (9) 学校給食実施校は、その関係書類 (10) 学校要覧 (11) 現職教育記録 (12) 諸会議録 2 前項各号の表簿のうち、第1号及び第2号の表簿は永年、その他の表簿は5年間保存しなければならない。 (平14教委規則4・平20教委規則1・一部改正) 第2章 幼稚園 (平20教委規則1・追加) 第8条～第28条 略